

事業系廃棄物とは？

事業系廃棄物とは「会社や工場、スーパーから出るごみ」というイメージがありますが、営利、非営利を問わず「すべての事業活動で発生するごみ」のことを言います。つまり、学校や公民館、病医院、社会福祉施設のほか、飲食店や事務所、個人商店から発生するごみも「**事業系廃棄物**」となります。

事業者の責任とは？

事業活動に伴って生じるごみの処理には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び各市町村の条例において、次のような「**事業者の責務**」が義務付けられています。

- 自らの責任において適正に処理すること
- 再生利用等を積極的に行い、減量化に努めること
- 廃棄物の適正処理や減量について、国や地方公共団体の施策に協力すること

事業所から出るごみの処理方法は？

事業所から出るごみは『一般廃棄物』と『産業廃棄物』に分類されます。『産業廃棄物』とは法律で定められた20種類の廃棄物を指し、この産業廃棄物以外の事業所から出る廃棄物が『**事業系一般廃棄物**（=**事業ごみ**）』となります。（*2ページ参照）

これらは、次のいずれかの方法で処理をお願いします。

◆事業ごみ(事業系一般廃棄物)の処理方法◆

- ①再生利用等により減量に努め、自己処理する。
- ②一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼する。（有料）

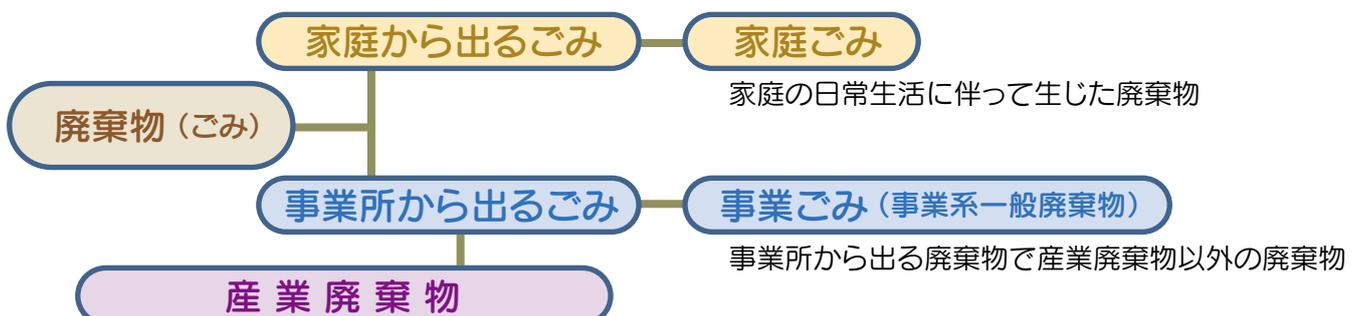
★「一般廃棄物収集運搬業許可業者」は各市町村にお問い合わせください。

◆産業廃棄物の処理方法◆

産業廃棄物は、産業廃棄物処理業許可業者に処理を委託し、適正に処理してください。産業廃棄物の処理については、(社)宮崎県産業廃棄物協会にお問い合わせください。

(TEL0985-26-6881 ホームページ <http://www.miyazaki-sanpai.com>)

ごみの分類



★事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法律で定められた20種類の廃棄物

	種 類	具 体 例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却灰の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残渣
	(2) 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	(3) 廃油	鉱物精油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等、すべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等、すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、(廃タイヤを含む)等、固形状・液状のすべての高分子系化合物
	(7) ゴムくず	生ゴム・天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	(9) ガラスくず、陶磁器くず及びコンクリートくず	ガラス類(板ガラス等)、製品の製造過程等で生ずるアスファルト、コンクリートくず、廃石膏ボード、イタロックがブロックくず、レンガくず、セメントくず、珪石くず、スレートくず、陶磁器くず等
	(10) 鉱さい	鋳物廃砂、電気炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	(11) がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダクト類対策措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14) 木くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、木材又は木製品製造業、(家具製品製造業)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、パーク類等貨物の流通のために使用したパレット等
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等の固形状の不要物
	(17) 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、豚、めん羊、にわとり等の死体
	(20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの(例えばコンクリート固形化物)	

産業廃棄物の具体例

※一般廃棄物と産業廃棄物の分別の徹底にご協力ください

仕事で使用したもので、素材がプラスチックや金属、ゴム、ガラスのものは**すべて産業廃棄物**に該当します。なお、仕事で使うものが入っていた容器や包装類にプラマーク  が入っていても『プラスチック容器包装類(一般廃棄物)』ではなく『廃プラスチック類(産業廃棄物)』に該当しますのでご注意ください。

○すべての事業所ではまる産業廃棄物

- ・事務所で使うボールペンや定規、電卓など
- ・事務用品や部品が入っていたビニール袋や緩衝材
- ・ゴム製の長靴や手袋
- ・PPバンド
- ・パソコンのマウス
- ・ガラスや鏡

○業種ごとに出てくる産業廃棄物

- ・ホテル等の客室などにおく電気ポット
- ・飲食店から出る缶やビン、ペットボトル
- ・リース業に係る家具
- ・建設業に係る木材、木製品
- ・貨物の流通のために使用したパレット
- ・農業から排出されるふん尿

事業ごみを処分するときの注意点

◆民間の廃棄物収集運搬業者へ依頼するときの注意点◆

一般廃棄物の収集運搬を民間の業者に依頼する場合は、必ず各市町村の許可を受けた『一般廃棄物収集運搬業許可業者』に依頼（委託）してください。許可を受けていない業者に依頼すると不法投棄につながる場合があるほか、**法律の委託基準に違反**することとなり、懲役や罰金を科せられる場合があります。

★「一般廃棄物収集運搬業許可業者」は各市町村にお問い合わせください。

ごみの減量と適正処理の手順

事業所から出るごみは、**自己責任において**適正に処理しなければなりません。次のような手順を参考に、それぞれの事業内容・活動にあった減量方法を考え、適正な処理を行ってください。

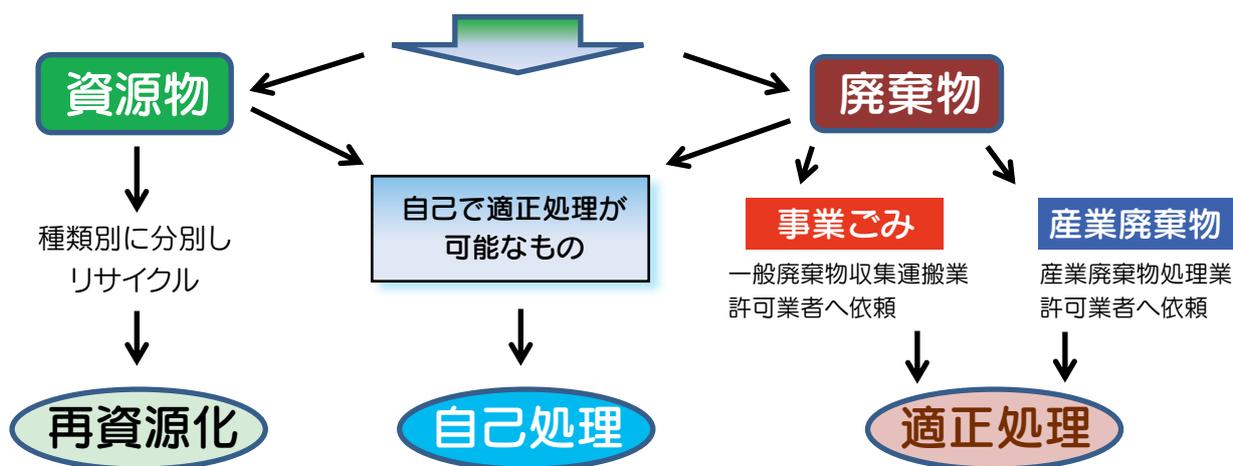
★手順① 4Rの実践

4Rとは

- ①Refuse（リフューズ）ごみとなるような物を受け取らない。
- ②Reduce（リデュース）ごみをなるべく出さないようにする。
- ③Reuse（リユース）物をくり返し使う。
- ④Recycle（リサイクル）きちんと分別して再資源化し再利用する。

★『4R』を実践してできるだけごみを出さないようにしましょう！

★手順② 分別の徹底と適正処理



ごみの適正な分別及び減量化に

ご協力をお願いします!!

～ 可燃ごみ減量のポイント ～

紙類は資源物!リサイクルできます

事業所で日常的に使われる代表的なものに「紙類」があります。事業系一般廃棄物のほとんどが可燃ごみであり、その可燃ごみの約 4 割は紙類と言われています。紙類は資源物です。紙類を分別することは、経費節減にもつながり、可燃ごみの減量に最も効果的です。

【事業所から出るリサイクル可能な紙類】

- 新聞 ●チラシ ●段ボール ●雑誌 ●コピー用紙 ●封筒 ●はがき
- 紙袋 ●包装紙 ●名刺 ●メモ用紙 ●機密文書 等

※紙類の中にはリサイクルできないものもあります。(写真、紙コップ、感熱紙、カーボン紙など)

家電リサイクル法対象品の処理

対象品目	処理方法
エアコン テレビ 冷蔵庫・冷凍庫 洗濯機 衣類乾燥機	家電リサイクル法の施行により、指定された家電製品はリサイクルが義務付けられています。以下のいずれかの方法で処理してください。 ①家電小売店へ引き取りを依頼 ②一般廃棄物、もしくは産業廃棄物収集運搬業許可業者に依頼 ③家電メーカーの指定引取場所(下記参照)へ直接搬入 ※いずれの場合でも家電リサイクル料金が必要です。 ※①と②の場合は、別に収集運搬料金がかかります。 ※②と③の場合は、事前に郵便局で「家電リサイクル券」を購入してください。 ※対象品目かどうかご不明な場合は各メーカーにお問い合わせください。
直接搬入先	太信鉄源(株) 宮崎市大字赤江 869 番地 1 TEL: 0985-53-6510 九州産交運輸(株) 宮崎市池内町地金 3951 番地 15 TEL: 0985-37-0118

パソコン等の処理

資源有効利用促進法の施行により、使用済パソコンはメーカーに回収・再資源化が義務付けられていますので、各メーカーに事業系パソコンとしての回収を依頼するか、産業廃棄物処理業者に処理を依頼してください。

※お問い合わせにつきましては、それぞれの関係市町村廃棄物担当課にお願いします。